

特別高圧電力利用中小企業者電気料金支援金交付要綱

(目的)

第1 原油等の価格上昇に伴い電気料金等が高騰している中、国の電気・ガス料金支援を受けられない、県内の事業所等で特別高圧電力を契約している中小企業者等や県内の特別高圧電力を契約している商業施設等において、特別高圧電力を利用し、その費用を負担している中小企業者等に対して、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により特別高圧電力利用中小企業者電気料金支援金（以下「支援金」という。）を給付する。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者等とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び次のいずれかに該当するものをいう。

ア 資本の額又は出資の総額が三億円以下の法人及び組合並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の法人及び組合であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次のイからエまでに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

イ 資本の額又は出資の総額が一億円以下の法人及び組合並びに常時使用する従業員の数が百人以下の法人及び組合であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

ウ 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の法人及び組合並びに常時使用する従業員の数が百人以下の法人及び組合であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

エ 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の法人及び組合並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の法人及び組合であって、小売業及び飲食業に属する事業を主たる事業として営むもの

(2) 前項に定めるもののうち、次に該当するものは中小企業者等には該当しないものとする。

ア 発行済株式の総額又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している事業者

イ 発行済株式の総額又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している事業者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占める事業者

エ 上記ア～ウと同等と判断される法人及び組合

(3) 特別高圧電力とは、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）第2条第1項第3号に規定する特別高圧をいう。

(支援対象者)

第3 支援金の対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当す

るものとする。

- (1) 県内の事業所等で特別高圧電力を契約している中小企業者等
- (2) 県内の特別高圧電力を契約している商業施設等において、特別高圧電力を利用し、その費用を負担している中小企業者等

2 次のいずれかに該当する者は支援対象者に該当しないものとする。

- (1) 他の特別高圧電力に係る支援金の対象業種を営む中小企業者等
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する「性風俗関連特殊営業」を営む中小企業者等
- (3) 政治団体又は宗教上の組織若しくは団体等

（支援対象事業及び支援金の交付の対象）

第 4 第 1 に規定する支援金の支援対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

事業区分	事業内容
1 特別高圧電力利用中 小企業者電気料金支援 金（第 1 期）	県が支援対象者に対し、特別高圧電力利用中小企業者電気料金 支援金を支給する事業で、令和 5 年 4 月分から 9 月分を対象期 間として行う事業
2 特別高圧電力利用中 小企業者電気料金支援 金（第 2 期）	県が支援対象者に対し、特別高圧電力利用中小企業者電気料金 支援金を支給する事業で、令和 5 年 10 月分から令和 6 年 3 月 分を対象期間として行う事業
3 特別高圧電力利用中 小企業者電気料金支援 金（第 3 期）	県が支援対象者に対し、特別高圧電力利用中小企業者電気料金 支援金を支給する事業で、令和 6 年 8 月分から 10 月分及び令 和 7 年 1 月分から 3 月分を対象期間として行う事業
4 特別高圧電力利用中 小企業者電気料金支援 金（第 4 期）	県が支援対象者に対し、特別高圧電力利用中小企業者電気料金 支援金を支給する事業で、令和 7 年 7 月分から 9 月分を対象期 間として行う事業

2 第 1 に規定する支援金の対象となる経費及び支援金の額は、別表第 1 のとおりとする。

（給付申請）

第 5 支援金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、特別高圧電力利用中小企業者電気料金支援金申請書兼請求書（様式第 1 号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請における提出書類及び提出期限は、別表第 2 のとおりとする。

（給付決定等）

第 6 知事は、第 5 の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、特別高圧電力利用中小企業者電気料金支援金給付決定通知書（様式第 4 号。以下「決定通知書」という。）により申請者へ通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により給付の決定を申請者に通知したときは、当該通知日に申請者から請求があったものとみなして、支援金を給付するものとする。

(分割払)

第7 知事は、申請者から分割払による支援金の請求を受けた場合、分割払により支援金を支給する。

2 各期につき分割払については最大2回までとし、1回目は対象期間の前半の3か月分を、2回目は対象期間の後半3か月分の電気料金を対象とする。

3 分割払による支援金を請求する申請者は、2回目の請求にあたっては、1回目の支給決定通知書の写しを添付しなければならない。

(指示事項の遵守)

第8 支援金の給付の決定を受けた者（以下「給付事業者」という。）は、県が関係書類の提出を求めるなど支援金の給付に関し必要な指示をした場合は、これに従わなければならない。

(立入検査等)

第9 知事は、予算の執行の適正を期するため、給付事業者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、若しくは、関係者に質問させることができる。

2 知事は、給付事業者に対して、支援金の給付後においても、必要な報告を求めることができる。

(給付決定の取消し)

第10 知事は、給付事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、支援金の給付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により支援金の給付を受けたとき。

(2) その他知事が適当でないと認めたとき。

(書類の整備等)

第11 給付事業者は、支援金の申請、受給その他事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を整備し、当該支援金事業の完了する日の属する年度の翌年度から起算して5年間これを保存しなければならない。

(補則)

第11 この要綱に定めるもののほか、支援金の取扱いに関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年5月18日から施行し、令和5年度の支援金から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この改正された要綱は、令和5年12月28日から施行し、特別高圧電力利用中小企業者

電気料金支援金（第２期）から適用する。

（経過措置）

- ２ この要綱施行前の特別高圧電力利用中小企業者電気料金支援金（第１期）については、
なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

この改正された要綱は、令和７年１月７日から施行する。

附 則

（施行期日）

この改正された要綱は、令和７年９月２５日から施行する。

別表第 1（第 4 関係）

事業区分	対象経費	特別高圧電力 使用年月	支援金の額
1 特別高圧 電力利用中 小企業者電 気料金支援 金（第 1 期）	支援対象者が特別高圧電力 を利用し費用を負担した、 令和 5 年 4 月分から 9 月分 までの期間の電気料金	令和 5 年 4 月分～ 8 月分	1 k w h あたり 3.5 円 を乗じた額
		令和 5 年 9 月分	1 k w h あたり 1.8 円 を乗じた額
2 特別高圧 電力利用中 小企業者電 気料金支援 金（第 2 期）	支援対象者が特別高圧電力 を利用し費用を負担した、 令和 5 年 10 月分から令和 6 年 3 月分までの期間の電気 料金	令和 5 年 10 月分～ 令和 6 年 3 月分	1 k w h あたり 1.8 円 を乗じた額
3 特別高圧 電力利用中 小企業者電 気料金支援 金（第 3 期）	支援対象者が特別高圧電力 を利用し費用を負担した、 令和 6 年 8 月分から 10 月分 まで及び令和 7 年 1 月分か ら 3 月分までの期間の電気 料金	令和 6 年 8 月分、 9 月分	1 k w h あたり 2.0 円 を乗じた額
		令和 6 年 10 月分	1 k w h あたり 1.3 円 を乗じた額
		令和 7 年 1 月分、 2 月分	1 k w h あたり 1.3 円 を乗じた額
		令和 7 年 3 月分	1 k w h あたり 0.7 円 を乗じた額
4 特別高圧 電力利用中 小企業者電 気料金支援 金（第 4 期）	支援対象者が特別高圧電力 を利用し費用を負担した、 令和 7 年 7 月分から 9 月分 までの期間の電気料金	令和 7 年 7 月分	1 k w h あたり 1.0 円 を乗じた額
		令和 7 年 8 月分	1 k w h あたり 1.2 円 を乗じた額
		令和 7 年 9 月分	1 k w h あたり 1.0 円 を乗じた額

別表第 2（第 5 関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第 4 条 の規定及び 規則第 13 条 第 1 項の規 定による書 類	1 特別高圧電力利用中小企 業者電気料金支援金申請書 兼請求書	第 1 号	1 部	〔第 1 期〕 9 月分の電気料金の 支払完了後 30 日以 内又は令和 5 年 12 月 15 日のいずれか 早い日
	2 特別高圧電力利用中小企 業者電気料金支援金に係る 誓約書	第 2 号	1 部	
	3 特別高圧電力使用電力量	第 3 号	1 部	

	集計表 4 履歴事項全部証明書の写し 5 使用電力量が確認できる書類 6 電気料金の支払いが確認できる書類 7 特別高圧電力を契約している商業施設等から受電し、その費用を負担していることが確認できる書類 ※要綱第3第1項第2号に該当する者のみ 8 雇用人数を確認できる書類 9 振込口座の銀行名、店名、普通・当座の別、口座番号、名義人（フリガナ）が分かる部分の通帳の写し 10 決定通知書の写し ※分割払にて支給を希望する申請者でかつ2回目の申請を行う場合のみ			※要綱第3第1項第2号に該当する者は、特別高圧電力を契約している商業施設等へ電気料金を支払った日を支払完了日とする。 ※分割払により支援金の支給を受けようとする場合は、1回目は6月分の電気料金の支払完了後30日以内 〔第2期〕 令和6年6月28日 ※分割払により支援金の支給を受けようとする場合は、1回目の期限は令和6年2月15日 〔第3期〕 令和7年6月27日 ※分割払により支援金の支給を受けようとする場合は、1回目の期限は令和7年2月14日 〔第4期〕 令和8年1月9日
--	--	--	--	--

令和 第 年 月 日 号

岩手県知事 様

住 所
団体名
代表者氏名

特別高圧電力利用中小企業者電気料金支援金申請書兼請求書
特別高圧電力利用中小企業者電気料金支援金の交付を受けたいので、岩手県補助金交付規則第 4 条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり支援金の交付を申請します。

申請額等		
申請兼請求額	金額 円	
支給回数	☐ 一括払 ☐ 分割払（ ☐ 1回目 / ☐ 2回目 ）	
事業所名・所在地 ※複数の事業所がある場合は、複数記入	事業者名： 所在地：岩手県	
法人：申請する会社の電話番号等 個人：申請する代表者の電話番号等	電話	FAX
中小企業要件の確認		
主たる業種分類	大分類：	中分類：
主な業務内容		
資本金・出資金		
従業員数	正社員 人	パート等 人
連絡先		
担当者		
電話番号	電話	FAX
メール		
住所※申請者住所と異なる場合のみ		
口座情報		
金融機関名		金融機関コード：
本・支店名		支店コード：
口座種別	☐ 普通 ☐ 当座	
口座番号		
口座名義（カナ）		

※口座情報は、申請者名義の口座を指定してください（法人の場合、当該法人名義のもの）。

令和 第 年 月 日

岩手県知事 様

住 所
団体名
代表者氏名（自書）

特別高圧電力利用中小企業者電気料金支援金に係る誓約書

特別高圧電力利用中小企業者電気料金支援金交付要綱第 3 に規定する支援対象者として、下記の項目を全て満たすことを誓約します。

記

- （１）本支援金の支給の申請に当たり、特別高圧電力利用中小企業者電気料金支援金募集要項を確認し、当該要項に記載のある要件を満たし、必要な書類を全て添付していることを誓約します。
- （２）申請内容の確認のため、報告や現地調査を求められた際には協力します。
- （３）申請に当たり添付した書類について、原本と相違ないことを証します。
- （４）無資格受給や不正受給が発覚した場合には、本支援金の返還等を遅滞なく行う義務を負うほか、申請者の法人名、屋号・雅号、氏名等について公表等の措置が取られる場合があることに同意します。
- （５）提出した書類の情報等が、本支援金の事務のために第三者に提供される場合及び本支援金の支給等に必要な範囲において申請者の個人情報第三者から取得される場合があることについて同意します。
- （６）申請者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていません。
- （７）申請者は、暴力団（※）でなく、またその構成員は暴力団員（※）又は暴力団員と密接な関係を有する者ではなく、申請事業者の経営に暴力団及び暴力団員が実質的に関与していません。
- （８）申請者は、政治団体又は宗教上の組織若しくは団体ではありません。
- （９）申請者は、関係法令を遵守しています。

※ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に定めるものをいう。

以上

令和 第 年 月 日

岩手県知事 様

住 所
団体名
代表者氏名

特別高圧電力使用電力量集計表

特別高圧電力利用中小企業者電気料金支援金交付要綱第 4 に規定する使用電力量及び請求金額は以下のとおりです。

対象事業所							
事業所名							
所在地	岩手県						
	令和 年 月 分	令和 年 月 分	令和 年 月 分	令和 年 月 分	令和 年 月 分	令和 年 月 分	合計
使用電力量 (kwh)							
請求金額 (円)							
				既受領済額			
				今回請求額			

※請求金額の合計は、千円未満切り捨ての額とする。
※複数の事業所に係る請求を行う場合は、事業所ごとに本集計表を作成すること。

様式第 4 号（第 6 関係）

経 支 第 号
令和 年 月 日

住 所
団体名
代表者氏名

岩手県知事 印

特別高圧電力利用中小企業者電気料金支援金給付決定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった標記支援金について、特別高圧電力利用中小企業者電気料金支援金交付要綱第 6 の規定により、次のとおり決定したので、通知します。

支援金給付決定額 金 円